

令和2年度 世田谷区登録ヘルパー等研修受講助成事業

世田谷区では、登録ヘルパー等（※）の研修の受講を促進することで技術の向上等を図り、もって訪問介護等を利用する区民の福祉を増進するため、登録ヘルパー研修受講助成事業を実施しています。

※ 登録ヘルパー等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所等に登録して、同条第2項に規定する訪問介護等に従事する方です。

◆助成対象◆

区が実施する訪問介護等に係る研修であって、区長が別に指定する研修（以下「対象研修」という。）を受講した登録ヘルパー等が対象です。

◆助成金額◆

対象研修の受講時間1時間につき、1,000円を助成します（受講時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とし、30分未満のときは切り捨てです）。

※ 助成金の総額は、令和2年度予算の範囲内となります。

◆申請方法◆

申請書を記入し、事業所から就労証明を受けてから、下記申し込み先に提出（郵送または持参）してください。申請期限は対象研修を受講した日から3ヶ月以内です。

◆動画視聴研修（WEB研修）の場合の申請方法◆

動画視聴後に記名式のアンケートへの回答が条件となります。「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページから申請書をダウンロードし、以降は上記「申請方法」と同様に申請してください。

◆申請に必要な書類◆

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

◆注意事項◆

- ・申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・対象研修等については「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページを確認してください。

< 問い合わせ・申し込み先 >

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

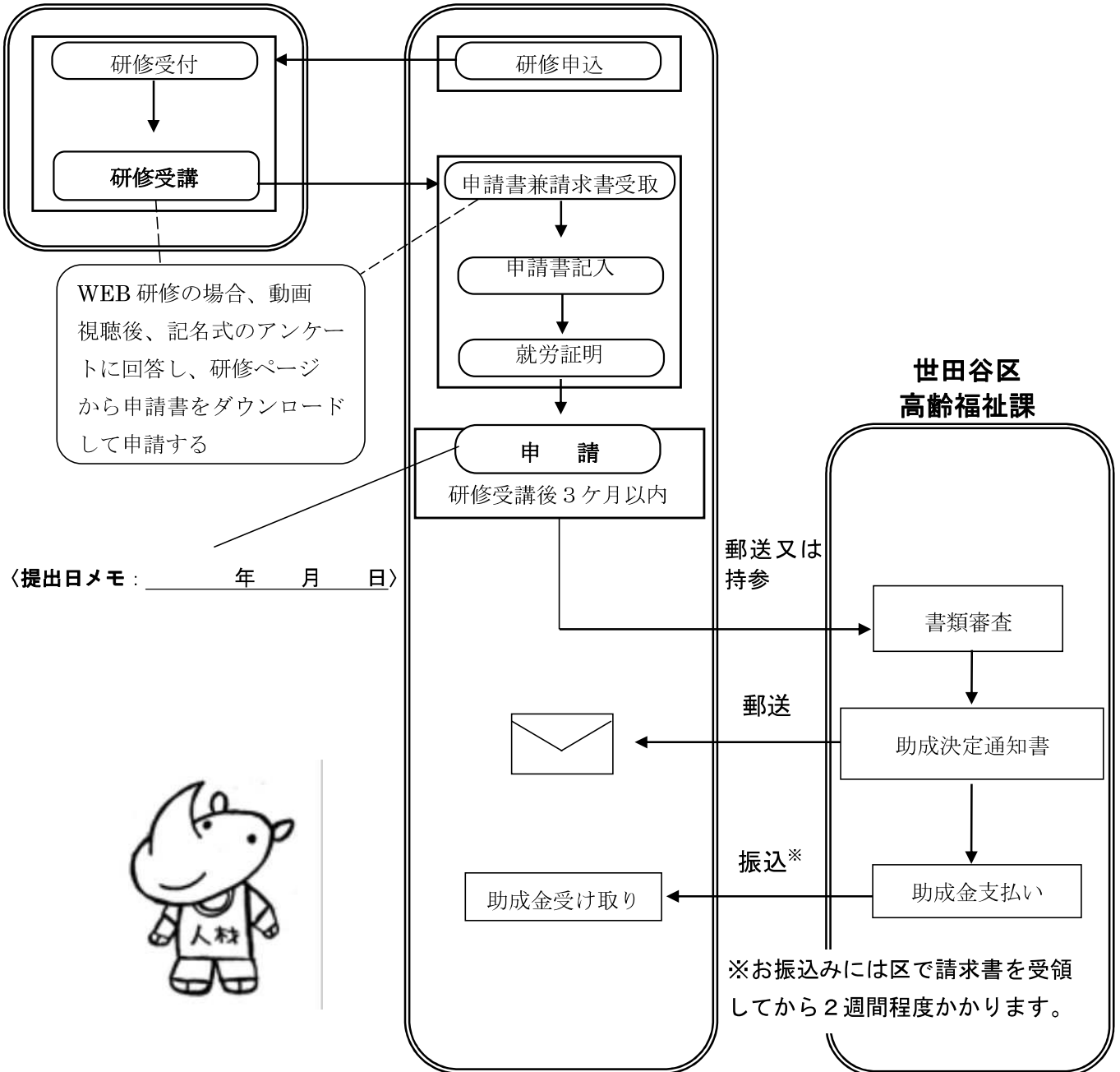
世田谷区高齢福祉部高齢福祉課（月～金 8時30分～17時15分）

TEL 03-5432-2397

◆申請から助成金の受け取りまで◆

福祉人材育成・研修センター

申請者



登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

(申請者・請求者)

住所

氏名

印

私は、登録ヘルパー等研修受講助成金を申請します。なお交付決定がなされた助成金については、次の口座に振り込んでください。

請求額

¥	2	0	0	0
---	---	---	---	---

研修名

◆認知症ケア研修「認知症ケアの理念と視点」

研修年月日（動画視聴期間） 令和2年9月10日～令和2年10月1日（2時間）

振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協						
支店名							
預金種別	普通			当座			
口座番号							
フリガナ							
氏名							

※就労証明

上記の者は、当事業所の登録ヘルパーであることを証明する。

年 月 日

事業所

代表者

印

記入例

申請者記入部分と事業所記入部分を記入した後、日付を記入する。日付は和暦で記入。

印は朱肉を使用するタイプを使用。ネームスタンプ印不可。
※申請者記入部分を訂正した場合は、ここに押した印と同じ印を訂正印として押印。

第1号様式 (第3条関係)

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

(申請者・請求者)

住所 世田谷区〇〇〇△-△-△

氏名 世田谷 太郎



私は、登録ヘルパー等研修受講助成金を申請します。なお交付決定がなされた助成金については、次の口座に振り込んでください。

申請者
記入部分

請求額

¥	〇	〇	〇	〇
---	---	---	---	---

研修名

◆ 〇〇〇

研修年月日

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

午前 午後〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分

振込口座

金融機関名	〇〇〇	銀行	信用金庫・信用組合・労働金庫・農協					
支店名	〇〇〇							
預金種別	普通	当座						
口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
フリガナ	セタガヤ タロウ							
氏名	世田谷 太郎							

本人名義の口座を記入して下さい

事業所
記入部分

※就労証明

上記の者は、当事業所の登録ヘルパーであることを証明する。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

事業所 〇〇〇ホーム

代表者 世田谷 花子



勤務先の長（事業所長や施設長など）、または運営法人の代表者など、就労を証明できる方が記入・押印する。（私印可）

印は朱肉を使用するタイプを使用。ネームスタンプ印不可。

※事業所記入部分の訂正をした場合は、ここに押した印と同じ印を訂正印として押印。